

事 務 連 絡  
令和3年8月31日

保 護 者 各 位

うるま市立学校給食センター  
所 長 大嶺 公律

### 学校給食の停止に伴う給食費の日割算定（還付）について

初秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のことお慶び申し上げます。また、日頃よりうるま市立学校給食センターへのご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

みだしについて、学校給食の提供について「うるま市立学校給食センター会計規程」により、「児童生徒が休業日（土日、祝祭日、台風、学校行事）を除き連続して5日を超えて長期にわたって欠食する場合、学校からの報告を給食センターで受理した翌日から日割算定（還付）する。」とあります。保護者より学校へ欠食の連絡がないと、学校と給食センターで欠食の把握が出来ず欠食期間中も給食の提供が行われるため、日割算定（還付）が出来ないばかりか給食費の納付が発生します。

つきましては、保護者の皆様へ児童生徒の長期欠食がある場合は、学校へ連絡して頂くようお願いいたします。

うるま市立学校給食センター 第一調理場  
うるま市字田場 709 番地 1  
給食係 島袋・山田・兼島・森根  
TEL : 973-1111  
FAX : 973-1148